

アメリカの環境情報提供制度における

報告義務付けと情報の法的性質(二・完)

前田 定孝

目次

はじめに

第一章 アメリカにおける現行の環境情報提供制度(以上、一二〇号)

第二章 報告義務づけの強度と規則制定手続の関係

第一節 毒性物質統制法における規制的制度と情報提供制度

(1) 規制的制定法としての毒性物質統制法——*Corrosion Proof Fitting v. EPA*

(11) 情報提供制度としての毒性物質統制法——*Dow Chemical Comp. v. EPA*

第二節 情報提供・共有制度としての「地域住民の知る権利」法

(1) *Troy Corp. v. Browner*——行政機関の決定を一部無効・差し戻した例

(11) *The Fertilizer Institute v. Browner*——行政機関の決定を支持した例

第三節 情報提供制度における司法判断基準

(1) 化学物質の法的統制における司法審査基準の特徴

- (一) 情報提供制度における「司法の謙抑性」と自然科学的専門性
- (二) 司法審査における情報提供制度の特徴
- (三) 情報提供制度における報告義務付け制度の法的意義
- (四) 情報提供制度における報告義務付け制度の法的意義
おわりに（以上、本号）

第二章 報告義務づけの強度と規則制定手続の関係

前章では、権力的関与にあたる法制度と情報提供についてのそれぞれの制定法における報告義務付け制度を比較検討するなかで、それぞれの特徴を摘出した。それでは、かかる趣旨の違いは司法判断においてどう現れているのであるうか。

毒性物質統制法の場合、具体的に特定の化学物質の使用を禁止するなどの規制をする際に、制定法上、実質的証拠基準が採用されている。これは毒性物質統制法制定当時の議会が、規則制定手続においても、告知コメント手続の範囲を超えて、フォーマルな裁決に類似した手続を義務付けようとしたことがその理由であるとされる。⁽⁷⁾ その場合別稿でも論じたように、その判断手法の一環として定量的リスク・アセスメントが要請されることもある。⁽⁸⁾

これに対して、同じ毒性物質統制法でも、その二六〇七条のような報告義務付け制度の場合は、規制的な法制度とは異なり、連邦行政手続法上の専断的恣意的基準⁽⁹⁾が用いられる傾向にあるようである。このことは、議会が規制的法制度における規則制定手続における判断基準と、それ以外の通常の場合の規則制定手続における判断基準の間に差を設けたことを意味している。また、「地域住民の知る権利」法における毒性化学物質登録簿制度の場合、一

○二三条(i)項(6)号で、「本条に基づいて修正を行う規則制定に対する司法審査において、裁判所は実質的証拠によって支持されていないと判断された行政機関の行為、判断、および結論を無効とすることができる」とされるに至るにもかかわらず、裁判所は、専断的恣意的基準に基づき判断するものと解される。かかる差異は、規制的法制度と情報提供制度との間ににおいて、規制の強度に格差が存在することを意味しているのではないか。そのことを検討するのが本章の課題である。

本章ではまず最初に、毒性物質統制法における規制的制定法として、アスベストの使用禁止に関する判断例を検討する。続いて、同じ毒性物質統制法でも、情報の報告義務付けおよび情報提供制度に関する規定に関する判断例を検討する。さらにこれらとの対比で、情報提供制度である「地域住民の知る権利」法における報告対象物質の決定に関する規則制定手続について検討する。これらの判決例における判断方法およびそこで示された理由づけを示すことを通じて、化学物質における情報提供・共有制度における統制法理を明らかにする。

第一節 毒性物質統制法における規制的制度と情報提供制度

本節では、第一章で述べた毒性物質統制法の二つの性質にかんがみて、規制的制度としての司法判断と、情報提供制度に関する司法判断との両者の性質が争点となつたそれぞれの事例を検討する。

毒性物質統制法の場合、司法審査基準として実質的証拠基準が適用される規定は、化学物質についての試験を要請する二六〇三条(a)項、製造、加工、流通、使用、又は処分などが健康または環境に対して不合理なリスクを課すと行政機関が判断した物質の一覧表の作成を要請する二六〇四条(b)項(4)号、および当該物質の使用の禁止ないし抑

制に関する二六〇五条(e)項である。そこで第一節では、二六〇五条に関する *Corrosion Proof Fittings*⁽⁴²⁾ 判決について検討する。次節では、これに対し、情報の報告義務づけの例として、二六〇七条(e)項における規則制定権限行使の適切性が問題となつた *Dow Chemical* 判決⁽⁴³⁾を検討する。

(一) 規制的制定法としての毒性物質統制法——*Corrosion Proof Fitting v. EPA*

本件は、ほぼすべてのアスベスト製品の将来的な製造、輸入、処理、および流通を禁止するために、環境保護庁が毒性物質統制法二六〇五条(a)項に基づいて発した最終規則に対し、司法審査が提起された事例である。環境保護庁は、アスベストが、その種類または繊維の大きさにかかわりなく、すべての曝露水準において潜在的な発ガン性物質であると結論づけた。環境保護庁は一九八六年、アスベストへの曝露が『人の健康に対して不合理なリスク』を課すもので、十年以上にわたるアスベストの禁止過程および段階的削減を含むアスベストの使用の禁止または制限についての少なくとも四つの規制方法の選択肢を提案した。それは、①十年間以上にわたるアスベストの混合物の禁止及び段階的禁止、②製品の使用についてのアスベストの二段階的な禁止、③十年間にわたる全面禁止へと導くすべてのアスベスト製品の三段階的な禁止、および④アスベストを含有するすべての製品に表示をすることであった。その後に続く二年間にわたり、環境保護庁はデータを更新し、さらなる意見提出を募集し、および更新された文書において反対尋問を認めた。そして一九八九年、多くのアスベスト含有製品の製造、輸入、加工、および商業における流通を禁止する最終規則を発した。そこではアスベストが健康および環境に対して不合理なリスクを構成すると判断され、環境保護庁の制定した規則は、ほとんどのアスベストの商業上の使用を段階的に禁止するものであつた。⁽⁴⁴⁾

本判決において第五巡回区は、環境保護庁がこの規則を支持する実質的証拠を収集しなかつたとして、この環境保護庁の規則を無効と判断し、当該行政機関に差し戻した。⁽⁴⁵⁾その理由は、毒性物質統制法二六〇〇五条関係の規定に對して適用される司法審査基準である毒性物質統制法二七一八条(c)項(1)号(B)(ii)が反対尋問の機會の付与を義務付けているにもかかわらずこれをしなかつたがゆえに、「上訴人である産業側の弁護人による反対尋問を制限したことにおいて瑕疵があり」、「規則制定手続において、被上訴人がより少なく困難な行為の費用及び便益を評価せず」、並びに「その費用便益分析が非論理的であり、非科学的であり、及び代替製品のリスクを事前評価しなかつた」というものであった。⁽⁴⁶⁾

さらにかかる制定法上の手続的な要請とともに、同判決は、実体的な基準においても厳格な基準を要請する。すなわちそこでは、「環境保護庁が実質的証拠を示したかどうかを評価するに際してわれわれは、(1)環境中に入る規制対象化学物質の量が『実質的』であるのかどうか、および(2)当該化学物質への人体の曝露が『実質的』であるのかどうかである。……行政機関はその判断の行使を定量化可能なリスク、費用、および便益に厳格に依拠することなくすることができるのだが、しかしながらそのことは『なにゆえにその裁量を所与の手順において行使したのかを説得的に説明し』なければならず、および『認定された事実となされた選択との間の合理的な関連性』を提示しなければならない」とされる。⁽⁴⁷⁾この判断基準は後述の *Motor Vehicle Mfrs. Ass'n of the United States v. State Farm Mut. Auto. Ins. Co.* 判決が参照されてくるように、実体的な合理性を問題をするものであると考えられる。」のよハニハでは化学物質の規制を合理化するに際して、定量的な判断基準が要請されている」とが特徴である。

ただ毒性物質統制法における規制において特徴的な点として裁判所は、そこで適用されるのが実質的証拠基準であつて、「(毒性物質統制法) によって命じられた実質的証拠基準はインフォーマルな規則制定に通常適用される専

断的恣意的基準よりも厳格であると考えられている」とする。⁽⁴⁸⁾

そしてそのことを基準にして、「すべての必要な証拠を考慮する」とについて環境保護庁がしなかつたこと及び環境を充分に保護することを要請される最低限の困難な、合理的な規則を作成することを要請する制定法の文言に対し充分に重きを置くことをしなかつたこと」を理由に、「環境保護庁はアスベスト禁止を正当化するに不充分な根拠を示した」と判断した。⁽⁴⁹⁾

さらにこのことを踏まえて、判決は禁止から制限への程度の違いに適合した証明の程度についての基準を示す。すなわち「毒性物質統制法は環境保護庁に対して代替的な行為の一覧表を提供するだけでなく、どれくらい困難であるのかに応じて序列的に、代替策を規定する」と要請する。そこでは、「規則は環境保護庁に対して産業が使用するであろう最低限度の毒性物質のラベル付けをすることから始まって、化学物質の全量の制限まで変化する規制を規定する」のであり、「全量禁止は最も厳格な規則の選択肢としてリストの最上部にある」とする。そしてその上で、比較衡量的に、毒性物質統制法は、かかるリスクと『かかる物質についての使用及び物質の利用可能性についてのかかる物質又は混合物の便益』及び『国民経済(national economy)、中小企業(small business)、技術的進歩、環境、及び人的健康における影響の考慮を経た後における規則の合理的に確認可能な経済的な帰結』を考慮すると要請すると判断する。⁽⁵⁰⁾

こうして結論として、「環境保護庁は、毒性物質統制法が環境保護庁に対して『さまざまな使用についてのかかる物質又は混合物の便益並びにかかる使用についての代替物の入手可能性』を考慮することを明示的に命じるに際して、毒性物質統制法のもとにおいて禁止が最低限度の困難な代替策であることを実際に示す厳格な役割を負う」としつつ、環境保護庁はアスベストの禁止を正当化するために代替案がなかつたことを証明する義務があつたとし

て、控訴人による本件訴えを認容し、環境保護庁の規則を無効とし、事案を環境保護庁に差し戻した。⁽⁴⁾ 本判決の特徴は、第一に反対尋問の要請という制定法上の手続要件を厳格に課していること、第二に実体的判断基準として定量的判断を要請していることである。このことは、前稿において検討したベンゼン判決と共通性を有するものである。⁽⁵⁾

本件は、ベンゼン判決と並んで、いわゆる規則制定の権利化 (classification) の典型であるとして、大きな批判を受けた事案である。この権利化とは、司法審査の脅威が行政機関をしてその規則制定手続において法外な年月をかけさせ、およびより緊張感の少ない裁決をするべく、完全に規則制定手続を完全に回避しようとする」とある。たとえば、Carnegie Commission は、「行政機関の歴史上最も期間の長い (extensive) 規則制定手続を記録した」と批判する。⁽⁶⁾

実際にこの判決の対象となつた規則制定手続は、一九八六年に開始されたものであり、最終規則の制定まで三年を要した。その上で一九九一年の本件判決までにいたる司法上の手続を合わせて、合計で五年を費やした。しかもそのあげくに、本件判決によって無効とされたものである。それはまた上述のように、環境保護庁に対して非常に大きな自然科学的専門性を要求するものもある。この判決例はさらに、自然科学的不確実性をともなう争点に対する規制的制定法における規則制定手続に対する司法審査の例である。

それでは、かかる化学物質の規制的法制度に対して、情報提供制度に関する規則制定手続とはいかなる特徴を示すものであろうか。それを示すのが、次の課題である。

(1) 情報提供制度としての毒性物質統制法——Dow Chemical Comp. v. EPA

Dow Chemical 判決⁽⁶⁵⁾は、毒性物質統制法二六〇七条に関する司法審査の事例である。そこで要請される報告義務づけは、新規のリスク情報であり、上記二つの登録簿制度とは若干趣が異なっているものの、毒性化学物質統制法登録簿および登録簿更新報告についての報告義務づけを規定したものであり、したがつて情報の報告義務づけという点では共通するものがある。しかしながら、いずれも司法判断の基準から実質的証拠基準の適用がないという点では共通しているため、何らかの特徴が抽出されうると思われる。以下詳述する。

原告である Dow Chemical 社は、毒性物質統制法二六〇七条(d)項に基づいて環境保護庁が、企業によってなされた商業目的の研究開発プロジェクトに関する情報および研究内容についての環境保護庁への報告義務付けを規定した規則制定手続が、制定法の解釈を誤ったものであるとして提訴した。⁽⁶⁶⁾二六〇七条(d)項は、商業上において化学物質又は混合物質を製造し、加工し、又は流通させる、もしくは商業上において化学物質又は混合物質を製造し、加工し、又は流通させることを提案するいとなる者に対しても、その報告内容を規定した規則を制定することができるとしている。この規定は「行政機関がかかる研究の一覧表が本編の目的を実行するに不必要であると判断した場合に、行政機関は本項の要請から特定の研究の類型又は分類 (category) を排除することができる」としている。この場合、環境保護庁はこの規定に基づいて、すでに存在する健康および安全性の研究についての提出を報告させるよう規定した規則を提案した。そこで提案された規則は、対象となる化学物質についてのすべての製造業者、加工業者、および流通業者がその開始されたまたは行われた研究の一覧およびその所有するかかる研究の写しを環境保護庁に対して提出しなければならないと規定していた。

Dow Chemical 社は、環境保護庁が提案した規則でいう「対象とする研究の一覧およびその所有するかかる研究の

写し」が本編の目的を実行するのに不必要であるがゆえに、かかる報告内容を当該報告対象から除外すべきであると主張した。

Dow Chemical 社は、環境保護庁が充分な告知および公正な意見提出なしに規則の射程を拡大することによって、連邦行政手続法上の違反があつたと主張し、さらに行政機関の実体的権限を一つの側面から弾劾した。その第一は、単なる研究開発のための少量の化学物質の製造は本法でいう製造という概念にあたらないこと、その第二は、毒性物質統制法二六〇七条(d)項(1)号に基づく研究の写しを入手する環境保護庁の努力は、二六〇七条(d)項(1)号に基づいて企業に対して義務付けられた研究に限定されるべきである、というものであった。⁽⁴⁴⁾

そこで、制定法の解釈をめぐる二つの争点が提示された。その第一は、毒性物質統制法二六〇七条(d)項が行政機関に対して、研究開発目的で行われる少量の化学物質の製造する場合に、当該事業者は「製造業者 (manufacturer)」の定義に包含されるのかどうかであり、第二は毒性物質統制法二六〇七条(d)項(2)号は、たとえその企業が二六〇七条(d)項(1)号に基づいて研究を一覧化することを要請されていない場合であつたとしても、およびその企業がその研究の課題となっている化学物質の製造業者、加工業者、または流通業者でないとしても、行政機関に対してその保有のもとにある研究の写しを求めることが許容するのかどうかである。

この判決例において裁判所は判断基準において、「制定法を解釈するにあたり裁判所は『(その制定法の) 管轄にあたる行政機関による一貫したおよび長期にわたる解釈』に対して『相当の重点』を置く」とした。そこでは「この謙抑性の規準はその創造された状況によつてつくりだされなければなら」⁽⁴⁵⁾ず、「たとえば行政機関がその制定法上の権限を議会によつて委任された範囲を超えて拡張することを許容するための隠れ蓑 (shield) として用いられるべきでない」とした。

さて、この判決では、謙抑性が要請される理由として、本判決は「規制されている現実の領域の理解のゆえに、行政機関は特定の分野においてより適合的で（qualified）ある」としてゐる。その上で「裁判所はこので規制されていいる実体的争点（subject matter）についての経験から、または行政上の実際性（practicality）から出てくる、行政機関の解釈を取り扱う場合に、われわれは二六〇七条(d)項の解釈が大きなまたは専門的な（controlling）謙抑性を認められるという環境保護庁の示唆を受け入れるようにし向ける」とする。^(註)すなわちこそでは、裁判所は、その謙抑性の根拠として、当該判断において、より専門性を有する行政機関の判断を尊重しているのである。

それにもかかわらず、かかる謙抑性にも限界が要請されるとする。そゝでは、いかなる程度の権限が委任されているのかの判断についてまで謙抑的である必要はない。しかし裁判所は、行政機関が「合理的である」と考えられるだけの権限を使用することができるとする。このことは、Dow Chemical が「よつて」制定法の管轄権、権限、または制約を超えるところにおいて「行政機関の行為を無効とするべきである」という主張に沿つて敷衍するとすれば、われわれは毒性物質統制法二六〇七条(d)項を客観的に解釈すべきであり、かかる解釈が制定法の文言および議会の意図に適合することが明らかである場合にのみ、行政機関に与えられた権限についての行政機関による解釈を支持すべきであるということを意味していると思われる。^(註)

そしてその場合の議会の意図としてこの条文を客観的に読むと、議会は報告、登録簿、および告知に対する特別の除外が必要であり、ならびに研究開発は「商業目的」の限界の追加によって一般的に除外されたと考えていたのではないことが明らかである。^(註)

その上で当該の研究開発の意味するところを分析した上で、「Dow Chemical 社は利益を生み出すという期待において製品開発にたずさわるのであり、純粹に自然科学的な関心によるものでないがゆえに、その目的は『商業』ではない」と

あると公正に表現することができ」、「この意味において『商業目的のためのもの』という制定法の文言は當利企業を大學または研究機関のような非當利組織から區別することができる」とする。^(同)さらに、あまりにも少ない情報において誤るよりもあまりにも多い情報において誤るというべきであるとする、情報を収集することの重要性を強調した立法史料を参考することを通じて、情報を収集する権限において行政機関により幅広い裁量権が認められるとする。

本件はかかる理由づけにおいて、當利企業の研究開発目的に関する情報の報告を適用除外としなかつた環境保護府長官の決定を支持した事例である。このように本件は、化学物質という高度の専門的知見を反映した判断を要請される裁量に対する謙抑性を認めたのではなく、製造業者の定義の範囲かを決定するに際して、行政機関の専門的判断における裁量を認めたものである。

しかしながら本件判決例は、前述のように第一に、毒性化学物質に対する規制権限についての規則制定手続とは異なつて、裁判所に対してより謙抑的な判断基準が要請されるとしてい点、第二に厳格性が要請される規制権限に対し、情報収集にはより幅広い裁量権が認められるとしている点が特徴である。

これらの点は、前述の *Corrosion Proof Fitting* 判決との間で鮮やかな対照を示している。第一に、制定法上の司法判断基準として実質的証拠基準が採用されていないこと、すなわち通常の規則制定手続と同様に連邦行政手続法上の専断的恣意的基準が採用されている点である。第二に、司法判断に内容として、行政機関に対して情報収集に際しての広範な裁量権限が認められているということであり、それは毒性物質統制法の目的およびその立法意図に基づく情報収集権限との関係で論じられていることである、さらにつきのこととの裏返しもあるが、第三に、かかる制定法目的および立法意図との関係で、かかる権限にも限界性が存在することを示唆しているのであり、その場合

に裁判所が合理性に基づく実体的審査を行う可能性が示唆されていることである。

第二節 情報提供・共有制度としての「地域住民の知る権利」法

それでは、純粹な情報提供制度といわれる「地域住民の知る権利」法における報告義務付け制度は、毒性物質統制法上の制度と対比して、いかなる法的特徴を導き出すことができるのであろうか。

本節では、「地域住民の知る権利」法の毒性化学物質登録簿制度の報告対象物質の追加または削除をめぐる判決例を検討する。これらの判決例を検討することにより、当該記載情報の法的位置づけが明らかとなる。

「地域住民の知る権利」法二一〇二三條(d)項は、当該報告対象物質の変更権限および変更規準を規定する。⁽¹⁰⁾ 本節で紹介する判決例は、かかる変更基準に関するものである。

(1) *Troy Corp. v. Browner*—行政機関の決定を一部無効・差し戻しした例

Troy Corp. v. Browner 判決(以下 *Troy Corp.* 判決と略称)⁽¹¹⁾ は、毒性化学物質登録簿における報告対象物質として、その毒性基準を規定した二一〇二三條(d)項(2)号に基づき、新たに二八六物質、二〇種類の化学物質分類を追加した規則制定に対して、報告義務付けの対象者となる事業者によって提訴されたプリエンフォースメント訴訟である。そこで原告は、第一に行政機関が「地域住民の知る権利」法で規定された基準に適合しない毒性基準に基づいてその最終的な一覧表への記載決定をしたこと、第二に第一の点と関連するが、環境保護庁は自身の指針を遵守する」となく、およびその化学物質が制定法上の一覧表への記載基準に適合していることを確認する充分な証拠または説明を示す」となく一覧表に記載するという専断的恣意的な行動を行ったこと、第三に環境保護庁は、慢性的な健康

への影響に基づいて一覧表に記載された化学物質の環境への放出に起因する人体への曝露の潜在的可能性を考慮しないという法違反をしたこと、最後に第四に環境保護庁は曝露の考慮基準を確定しないことにより、ならびに充分な化学物質を特定する判断をしないことにより、その裁量権を濫用しおよび専断的恣意的に行動したと主張した。⁽ⁱⁱⁱ⁾ コロンビア特別区巡回区控訴裁判所は当該規則制定のうち、ブロノポルと2・6・ジメチルフェノールという二つの物質に対する報告義務づけの対象化についての環境保護庁の決定を、専断的恣意的であると判断し、手続を環境保護庁に差し戻した。

本件では、「地域住民の知る権利」法一一〇一二三条(d)項に規定された毒性物質についての判断基準の解釈が問題となつた。

裁判所は判断基準として、まず第一に、裁判所はその判断を行政機関の判断に代置させるものではないとしつつ、「われわれはその決定が専断的および恣意的であり、または法に反するものであるのかどうかを決定するのみであ」り、「そのために裁判所はその決定が関連する要素に基づくものであるのかどうか、および『明白な判断の失敗』であるのかどうかを決定するのみであ」り、「本件審査をするに際してわれわれは相当に謙抑的である」とする。その上で、有鉛ガソリンについての予防的または未然防止的な基準について判断した*Ethyl Corp* 判決^(iv)を引用しつつ、裁判所は「われわれが訓練を受けていないまたは経験を有しない化学者、生物学者、または統計学者ではなく、一定の最低限の合理性の規準において判断する厳格に定義された義務行使する審査にあたる裁判所として」審査する立場にあるとした。さらに、行政機関に幅広い裁量を与える*Chevron* 判決における謙抑的な判断方法を採用しつつ、この規則制定手続は基本的に行政機関の法解釈および規則制定が専断的でも恣意的でもなく、制定法の解釈を誤つたものでもないと判断しつつ、ブロノポルと2・6・ジメチルフェノールについてのみ、その判

断が専断的恣意的であるとして、原審に差し戻した。

もともとこの判決例の原審である *Troy Corp v. Browner*, 924 F. Supp. 1193 (1996) は、「1101111条を制定するに際して議会は、たとえその影響が自然科学的不確実性についての証明がされていなくても環境保護庁は化学物質を一覧表に追加する」とがでかる。当該制定法は、環境保護庁がその一覧表に追加する決定を、『行政機関が利用可能な受け入れられた自然科学的専門性または実験室におけるテスト、もしくは適切に設計されたまたは行われた医学的又はその他の人口研究』を根拠に「1101113条に基づいて行うこと」を命じている」として、環境保護庁のした上記二物質に対する規則制定手続を専断的恣意的な決定ではないとした。⁽¹⁾ この場合原審判断は基本的に控訴裁判所と同じように *Chevron* 判決の判断方法を踏襲して譲抑的な判断姿勢を維持している。

しかし控訴裁判所の方がより厳格な判断をしている点が注目される。たとえば原審で環境保護庁長官に専断的恣意的判断はないとされたプロノボルについて、プロノボルには急性毒性があると同時に慢性毒性があるのであり、この両者の毒性は相互に排他的ではないがゆえに行政機関の判断は専断的恣意的ではないとしている。⁽²⁾ 原告に加わった化学物質製造業協議会 (CMA) の主要な主張は、環境保護庁によって引用された三つの影響——胃腸の障害、胃腸の炎症、および胃腸壁の肥厚化——が慢性的といふものではなく急性的なものであるとすれば、環境保護庁が専断的恣意的であったというものであった。

これに対してコロンビア特別区巡回控訴裁判所は、判断にあたって適用される「*Chevron*法理のもとでは行政機関はあいまいな制定法の合理的な解釈において譲抑性を担保される」としつつも、「しかしながら慢性的な健康への影響を急性的な健康への影響から区別する行政機関のアプローチには少なくとも疑問がある」とした。そこでは辞書的な定義を参考しつつも、「急性的な健康への影響とは、迅速に発生する」とあると思われる。化学物質が反復

的なおよび継続的な健康上の問題の原因となつた場合、そのことはありうべき人体への曝露とは関係なく、毒性化学物質登録簿へと追加されることができると制定法が規定していると読むことができる。化学物質が突然的な短期的な健康への影響の原因となる場合、その影響が頻繁な反復的放出の結果として発生するであろう場合にのみ、毒性化学物質登録簿へと追加されると思われる」とし、「訴訟当事者が明確に制定法の解釈の争点を提起しない場合にはとりわけ、それがきわめて明白でないという理由のみで行政機関による制定法の解釈が覆ることはない。われわれはその争点が、原告が提起した起訴理由 (challenge) へのわれわれの考え方に関係する場合にのみその争点を述べるのであり、すなわちその争点とはブロノボルの取り扱いと環境保護庁の一九九四年の決定——硫化水素に対する報告の義務づけの停止——との間で一貫していいことが顯著である。その決定において、行政機関は九〇日間の吸入研究の結果を考慮した。註釈者は、曝露が停止する際に回復するがゆえにくつかの吸入の結果は慢性ではなく急性であると記した。……決定的な疑問とはその影響が『曝露が停止するたびに生物学的な回復をしてきた』のかどうかである。言い換えればその決定において行政機関は曝露期間の長さを決定的であると考えなかつたのであり、その区別はその影響の長さにとって異なる。その結果として、慢性か急性かというのは本件において行政機関によつて示されるものではなくその特定の影響に着目したものである。「その二つの事例におけるそれぞれの別個の説明が存在しないがゆえに、行政機関は慢性的な毒性を示す物質としてブロノボルを一覧表に追加するに際して行政機関は専断的および恣意的行動した」と判断した。⁽¹⁴⁾

さらに2・6・ジメチルフェノールについては、原審は、原告に参加する化学物質製造業協議会が動物実験における情報など実験の詳細が利用可能ではないがゆえに、ロシアにおいて行われた当該物質についての研究は信用できず、さらにはロシアにおける研究を評価するために不充分な証拠しか存在せず、環境保護庁長官による当該判断

には充分な根拠がないと主張したのに対し、ロシアにおける研究結果が二五年間にわたって無効とされなかつたこと^(脚注)、国立医療図書館において管理されている有害物質データバンクの毒性物質情報との照合結果の考慮、および環境保護庁の当該判断における内容に照らして、行政機関の決定は専断的恣意的ではないと判断した。

かかる原審判断に対しコロンビア特別区巡回控訴裁判所は、「『地域住民の知る権利』法は行政機関に対して『一般的に受容された自然科学的専門性または実験室におけるテスト、若しくは適切に計画され及び遂行された疫学的な又はその他人口学的な研究』にのみ基づくことを要請する」とし、「環境保護庁は（その根拠となつた研究が）研究的に信頼性が低いということを認めながらもロシアにおける研究とともになつて考慮された追加的なデータが2・6・ジメチルフェノールを一覧表に追加するについて証拠として充分な尊重を受けたということを示している。環境保護庁はそれがマウスの2・6・ジメチルフェノールへの曝露についての第三者の研究にも依拠していると述べている。註釈者の報告はマウスについての研究も統合的リスク情報システム（IRS）も引用していない。……もしも行政機関が実際にマウス実験に依拠したのであれば、その依拠したという事実は記録に存在する。われわれは、ほとんど文書に現れていないテストに環境保護庁が依拠したということが行政機関の指針に違反し、および専断的恣意的な行政機関の行為である」と示すものであると判断する」として、原告の請求を認容した。

(1) *The Fertilizer Institute v. Browner*—行政機関の決定を支持した例

本件 *The Fertilizer Institute v. Browner* 判決^(脚注)と同様、一九九四年一一月に環境保護庁がおこなつた、毒性化学物質登録簿制度の対象物質として新たに一八六物質を追加することについての規則制定に対するプリエンフォースメント訴訟である。ハレではそのなかで、この物質は慢性的な健康上の影響を有することと、とりわけ

子どもがメトヘモグロビン血症に罹患する原因になる」とを理由に硝酸化合物が追加されたこと、その否定的影響の潜在的可能性は「深刻および非可逆的な……慢性的な健康上の影響」として環境保護庁によって性格づけされたことがその理由とされていた。これに対して The Fertilizer Institute (以下TFI) は、(1)慢性的な健康上の影響についての環境保護庁の解釈および適用に基づく一覧表において硝酸化合物を追加する」とについての環境保護庁の意思についての告知が不充分であったこと、(2)TFI によって提出された意見に対して応答が不充分であったこと、(3)制定法の基準の解釈違反、すなわち 110111条(d)項に基づく権限が環境保護庁長官によって誤って行使されるという結果になつたこと、を理由とした。そこで司法審査基準として連邦行政手続法における専断的恣意的判断基準が適用されるものとし、そこで専断的恣意的であると判断する場合は、*Motor Vehicle Mfrs. Ass'n of the United States v. State Farm Mut. Auto. Ins. Co.* 判決⁽¹²⁾に照らして、議会が考慮することを要請したもの以外の要素に依拠しかまたは説得的でない場合であるとした。

その場合にかかる判断基準を採用するに先立ち、*Chevron v. Natural Resources Defense Council* 判決⁽¹³⁾を引用しつゝ、行政機関が有する自然科学的専門性に対して自身の判断を代置するべきではなく、考慮されている論点において「議会が沈黙しているかまたはその意味があいまいである」場合に、裁判所は、化学物質についての自然科学的専門性に対する判断において、行政機関の制定法解釈に對して譲抑的であるべきであるとした。

その上で、論点となつた「慢性的な影響」の意義についての検討を加えている。そこでは、制定法でいう「慢性的な影響」の内容は、一一〇一111条(d)項(2)号では(A)看過しがたい急性的な健康への影響の原因となること、および(B)で、発ガン性、出産的機能不全性、神経的不全性、遺伝子変異性、その他慢性的な健康への影響を与えることなどが

知られている物質への曝露の最低限のレベルが基準とされているのに対し、(B)で「深刻なまたは不可逆的な……慢性的な健康上への影響」の決定のみであつて、そこではいかなる定量的な曝露水準も要請されていないというところが問題となつた。

そこで原告企業は、環境保護庁が硝酸化合物を登録簿に追加するに際してその理由を示すことなく「慢性的な健康上の影響」の定義を変更したとして攻撃した。これに対して控訴裁判所は、行政機関が「かかる転換 (reversal) に対する原理的な理由を述べることなく確立された前例」から離反することはできないと述べ、さらには行政機関は「変更に関して合理的な根拠を与えたされた (reasoned) 分析」を提供することなしに「（制定された規則）を無効にすることと方向性を変更する」ことができないとした。裁判所は、環境保護庁が説明を要する義務を無視していくこと、および長期的な曝露水準が要請されるするその他の慢性的な影響の定義に基づいてその裁量および専門性を行使する権限を有すると結論づけた。ソニードは、*Babbitt v. Sweet Home Chapter of Communities for Greater Oregon* 判決⁽⁴⁾を引用しつつ、「同じ制定法において別の文言と重複する内容を創出する制定法の文言についての行政機関の解釈とは、行政機関の不合理性ではなく、単なる制定法の目的の機能である」として、当該物質の毒性の性質は急性であり慢性的である、制定法との文言は制定法の目的に照らして合理的に解釈されなければならない、それは急性毒性と慢性的毒性とを相対的に判断するものであるにもかかわらず、かかる判断は行政機関の権限であるとしている。このように、本件判決は前述の Toy 判決と異なり、行政機関にその広範な裁量性を認めたものである。

第三節 情報提供制度における司法判断基準

これらの判決例の検討を通じて、以下の特徴が明らかとなつた。

それは第一に、規制的制定法の場合における司法判断の傾向として、制定法上ないし判例法理上、実質的証拠基準が採用されているのに対し、情報提供を目的とする制度の場合、連邦行政手続法上の専断的恣意的基準が採用される傾向にあることである。上記の毒性物質統制法における*Corrosion Proof Fitting* 判決における制定法上の反対尋問の要請とは制定法に規定された手続上、審査を厳格化するものである。このことは、前稿で検討したように、連邦最高裁におけるベンゼン判決においても、職業安全衛生法上厳格な手続が要請されているという点において同様であった。⁽⁴⁴⁾ これに対して、同じ毒性物質統制法でも、*Dow Chemical* 判決の場合は、連邦行政手続法における、より厳格でない専断的恣意的基準が採用されている。さらに「地域住民の知る権利」法における二つの判決例においても、専断的恣意的基準が採用されている。これらのこととは、化学物質に対する法的統制に際して、規制的制定法における司法審査基準と、情報提供制度における対象物質決定にたいする司法判断基準とが異なることを示唆するものである。そのことは情報提供制度における報告義務付け制度における報告対象物質を決定するに際して、行政機関には手続上、規制的な制度と比較して広い裁量が認められていることを意味しているようである。

第二に、それにもかかわらず、「地域住民の知る権利」法における二つの判決例において顕著であるように、裁判所は情報提供制度に関する規則制定手続に対し、行政機関の決定を支持する場合には相当程度の謙抑性を示す一方で、実際に行政機関の決定を取消す場合に、裁判所は司法裁量的に、より厳格な判断方法をとる傾向にあることが特徴である。その場合に用いられてきたのがいわゆるハードルック審査基準である。⁽⁴⁵⁾ この基準は、实际上その厳

格さにおいて実質的証拠基準と差がなくなつてきているともいわれているように、解釈の程度によつて、専断的恣意的基準を実際上厳格なものとして機能せしめることがあるものである。しかしながら、化学物質の規制的法制度における対象物質を決定する規則制定手続に際して、上記 *Corrosion Proof Fitting* 判決において述べたように、対象となる化学物質の性状とともにそれがいかなる曝露水準において否定提起影響を発生せしめるかという、いわゆる定量的判断が要請されるのに対して、情報提供制度の場合、その性状における判断すなわち定性的判断のみが求められる点が特徴であることを、ソリで指摘しなければならない。

それでは、規制的制定法と情報提供制度の趣旨の違いについて裁判所はそのことをどのように認識しているのであらうか。

(一) 化学物質の法的統制における司法審査基準の特徴

前述したように、この二つの判決例における司法判断の基準において、まず第一に連邦行政手続法上の専断的恣意的基準、すなわち *Chevron* 判決の謙抑的な判断枠組み⁽¹³⁾が採用されている。そしてその上で、実体的な判断基準として *Troy Corp.* 判決や *Ethyl Corp.* 判決の、*The Fertilizer Institute* 判決では *State Farm* 判決における基準との関係が問題となる。行政機関の決定を合理性を基準として実体的に厳格な吟味をしてくるのが特徴である。すなわち、ソリでは、*Chevron* 判決における基準と *State Farm* 判決および *Ethyl Corp.* 判決における基準との関係が問題となる。

ソリで第一番目は、*Chevron* 判決とは、企業施設から大気中に放出される汚染物質を規制する場合に、その固定発生源 (stationary source) の概念が問題となつた事例であり、そのポイントとは、「その行政執行を根拠づける制定法に対する行政機関の解釈を裁判所が審査する場合、二つの問題に衝突する」のであり、「第一のものはつねに、議会

が直接的にその争点となつてゐるまさにその問題に言及してきたかどうかである。もしも議会の意志が明確であれば、それは事案の終了ということであり、裁判所にとって、行政機関と同様に、それは明白に述べられた議会の意図を実行しなければならない。もしもしかしながら議会はその争点となつてゐるまさにその問題について直接的に表現していないと裁判所が決定したとしたら、裁判所は行政上の解釈の不存在において必要であるう制定法の裁判所みずから解釈を単純に課すのではない。むしろもしも特定の争点について制定法が沈黙しておりまたはあいまいであるとしたら、裁判所における問題は制定法の許されるべき解釈に行政機関的回答が基づいているのかどうかである」という一点であるとされる。⁽³³⁾

第一番目に、*State Farm* 判決における基準とは「『専断的恣意的』基準に基づく審査の範囲は狭く、裁判所は損判断を行政機関のそれに代置するものではない」ものの、「行政機関は関連するデータを吟味し、ならびに『認定された事実となされた選択との間の合理的な関連性』を含むその行為についての満足な説明を述べなければならない」のであり、「通常、議会が考慮しようとせず、その問題の重要な側面をまったく考慮せず、行政機関の前でその証拠に対抗する決定についての説明をし、もしくは行政機関の専門性についての見解またはその産物における違ひに帰されえないほどに説得的でない場合に要素に依拠した場合に、行政機関による規則制定は専断的恣意的である」とするものである。⁽³⁴⁾

第三番目に、*Ethyl Corp.* 判決における基準とは、別稿でも検討したように、「危険にさらう可能な可能性がある(will danger)」という文言を用いて、当該物質がいかなる曝露水準において疾病を発生せしめるかについての定量的な立証が困難であるという際に、「自然科学的知識の最前線」というキーワードを用いて、自然科学的不確実性の存在する一定の範囲において、「すべての情報に基づく判断」を義務付けたものであった。とりわけ *Ethyl Corp.* 判決の場合、

当該行政決定に際して高度の自然科学的専門性を反映した行政決定に対する司法審査基準を提示している点が特徴的である。⁽¹³⁾ そこでは、裁判所は「われわれが訓練を受けていないまたは経験を有しない化学者、生物学者、または統計学者としてではなく、一定の最低限の合理性の規準において判断する厳格に定義された義務を行使する審査にあたる裁判所として」審査する立場にあるとされた点は、前述のとおりである。そしてその場合に、当該物質（こ）の場合は有鉛ガソリン⁽¹⁴⁾ の性状に照らして、すなわち定性的判断がなされなければならないとされた。

このように、「地域住民の知る権利」法における判決例の特徴は、第一に謙抑的判断基準を提示しつつもそれに終わることなく、その第一段階では、より厳格な実体的判断基準が採用されている点である。

これらの判決で採用された*State Farm* 判決の法理・*Ethyl Corp.* 判決の法理とはいかなる関係にあるのであるうか。Merrick B. Garland⁽¹⁵⁾ は、行政機関の決定が議会への忠実性 (fidelity) を維持するといつて、両者は共通のものをしているのであり、行政機関の決定が議会への忠実性を維持している場合には *Chevron* 判決の基準が、議会の意思への忠実性に反する場合には *State Farm* 判決の基準が採用される⁽¹⁶⁾ ことを、すでにこの判決の直後に指摘している。すなわち、*Chevron* 判決でいつのうの議会の立法意思が明確である場合、*State Farm* 判決における厳格な審査を要しない段階で審査は終了するが、これに対して議会の立法意思が明確でない場合に、裁判所の任務である行政機関の解釈の「合理」性の確保が要請される⁽¹⁷⁾ ことになる。そしてその際に、*State Farm* 判決でいわれるよう、その制定法を制定するに際しての議会の目的に反するのかどうかが争点において審査されると云うのが Garland の見解である。⁽¹⁸⁾ この場合、行政機関の判断の合理性について、実体的に審査される⁽¹⁹⁾ ことになり、Sunstein も、「議会によって明白に意図されていない不合理さをつくりだすのであれば、裁判所は制定法の文言を (*Chevron* 判決のように謙抑的に……筆者註) 解釈しない」とする。

すなわち上記 *Chevron* 法理にしたがつて本件判決の判断方法が原則として行政機関に対する謙抑性を示すべきであると判断をした後で、行政機関の判断に合理性合理性に問題があれば、実体的な合理性に照らした判断基準が採用されるのである。その場合に *Troy Corp.* 判決では、*Ethyl Corp.* 判決の基準により、当該物質を一覧表に追加する根拠、すなわち当該物質が急性毒性を呈示するのか慢性毒性を呈示するのかということについて、行政機関は制定法の規定にしたがつて判断したのかどうか、ならびに行政機関は『一般的に受容された自然科学的専門性または実験室におけるテスト、若しくは適切に計画され及び遂行された疫学的な又はその他人□学的な研究』という基準にしたがつて当該物質を追加したのかどうかといふ点において判断しようとされた。これに対して *The Fertilizer Institute* 判決では、*State Farm* 判決の基準により、「議会が考慮することを要請したもの以外の要素に依拠した場合、行政機関が問題の重要な性質を考慮しなかつた場合、もしくは行政機関の説明が証拠に反するものであるかまたは説得的でない場合」に、より厳格な実体的な判断基準が適用されたものであり、とりわけ当該物質が慢性毒性を有するのか急性毒性を有するのかという際に、「地域住民の知る権利」法における報告対象物質の決定に際して、当該物質が慢性毒性を有していようと急性毒性を有していようといずれも報告対象となる点は共通しているのであって、それを行はずの基準に該当するのかに際して有意の差が存在しないと判断したものであると思われる。⁽¹⁵⁾

(11) 情報提供制度における「司法の謙抑性」と自然科学的専門性

これらの判決例の検討を通じて明らかかなことは、「地域住民の知る権利」法に基づく判決例の場合、いざれも当該物質に対する定性的判断に終始している点が特徴であり、それは毒性物質統制法に基づく *Dow Chemical* 判決においても共通するものであった。この点、規制的法制度における前記のベンゼン判決および *Corrosion Proof Fitting* 判決

において定量的判断基準が要請されている点と対照的である。このことは、規制的法制度におけるハーデルック審査基準において定量的な審査基準が要請されるのに対し、情報提供制度におけるハーデルック審査基準ではもっぱら定性的判断基準のみが要請されることを示すものである。

さて、化学物質に対する法的統制を考えるにあたって、Applegate が述べるように、現実の危害 (harm) が存在せず、絶対的な安全性が存在せず、その危険性が発言する曝露水準がまったく不明確であり、およびさまざまな要素がその危険性に作用するものであるという特徴⁽⁴⁾が考慮に入れられなければならない。とりわけ、かかる情報は、(1) 規制基準の設定および定量的リスク・アセスメント、(2) 規制の対象の識別、(3) さまざまな規制対象の間の優先性の設定、(4) 法執行、という次元において、化学物質情報が必要とされ、その場合の情報とは、最新のものであり、情報生成に要する費用が合理的であり、その質が自然科学的および政策的判断に適切なものであり、その情報が行政機関の関心に適切なものであり、そのタイミングが行政機関の計画と優先順位付けにおおむね適合的であり、ならびに規制に関して関係する物質を可能なかぎり包括しているということが要請される⁽⁴⁾。

それでは、このように行政機関が当該化学物質の研究ないし監視目的または国民への情報提供目的で、すなわち必ずしも直接的な規制を目的としない場合にその情報を入手しようとする場合、その報告対象となるべき物質への厳格な審査を通じてその報告対象物質がより絞り込まれるという事実は、むしろ化学物質の国民への情報提供を目的とした制度にとって好ましいことであろうか。法的規制を加える場合において、かかる自然科学上の不確実性を何らかの形で読み込むことが要請されるような制度設計がなされなければならないのではないであろうか。

情報提供制度において報告義務づけされる化学物質とは、その危険性の判断において自然科学的な不確実性が多分に（場合によつては完全に）残された物質である。したがつて現行の「地域住民の知る権利」法を通じて国民に

提供される化学物質情報が、化学物質というその危険性を評価するに際して不確実性を有する、すなわち評価する時点ないし方法によってその危険性の評価結果がさまざまに異なりうるような特質を有する物質に対して、定性的なおよび定量的リスク・アセスメントを行う場合にその基礎的な資料となる情報を提供するというような構想を有する場合、そこでは必然的に未評価の物質の情報をも包含されたものとしなければならない。それは一方で行政機関によるリスク・アセスメントの過程を可視化するものであり、他方で、前述のように、非公式のリスク・アセスメントを国民みずからが行うことと確保するためのものである。しかしながらそこで、もしも化学物質情報の報告義務付けの基準が前述のようであるとすれば、アメリカにおける現行制度における化学物質情報の提供制度は、かかる評価作業をするための資料としうるまでには至っていないと評価せざるをえない。

しかしながら、国民に法的な義務を課し、または権利を付与するという次元で考えた場合に、そのことはいわばかかる自然化學的研究次元とは別に考えられなければならない。それではそこにはいかなる問題が存在するのであらうか。

今このことを、規制的制定法と情報提供制度との対比において見た場合に、前者の規制的制定法は営業の自由などの私人の権利を直接的に制限するものであるがゆえに、当該物質を規制するに際して、その危険性などにおいて定性的および定量的に、厳格な立証が要請される。前述の *Corrasion Proof Fitting* 判決において手続的に課せられた反対尋問の義務づけとは、このことを反映するものである。これに対して、情報提供制度の場合、それと反対に、当該物質の使用そのものを規制するものではないがゆえに、当該因果関係の立証について、規制的制定法の水準ほどの要請はなされないという解釈が成り立つのではないかと思われる。したがって、かかる法制度において、規制的制定法なみの厳格な判断基準は、むしろ用いられてはならないというべきであり、定性的な面において何らかの

危険性の可能性があれば当該物質の対象物質への追加は正当化されうるものと解する」ともでさよう。

(三) 司法審査における情報提供制度の特徴

それでは、報告対象物質決定に関する規則制定手続についての司法審査において、情報提供制度とはいがなるものとして意識されているのであらうか。

前述の *Troy Corp.* 判決の第一審判決は、以下のように述べている。すなわち「特筆すべき」とい、『地域住民の知る権利』法は化学物質の製造、加工、使用または処分を制限するものではなく、施設の所有者または管理者に対して単純に環境保護庁および州政府に対して情報を提供することを要請する制度である。……『地域住民の知る権利』法は、環境保護庁に対して一一〇二三三条に基づいて提出される報告によつて構成される国家的規模の毒性化学物質登録簿を包含するコンピュータ・データベースに国民がアクセスすることができるよう維持することを要請する。この情報は、化学物質の環境への放出を削減し、可能な場合は除去する必要性を事前に評価するために、連邦政府、州政府、産業、環境保護団体、および一般国民が、毒性化学物質の環境への影響について情報を提供された者による対話に参加することを可能にしてきた」と。⁽¹⁴⁾ これは、その他の「化学物質の製造、加工、使用または処分を制限する」制度、すなわち規制的制定法との対比がなされているように思われる。すなわちそこでは、「コンピュータ・データベースに国民がアクセスすること」と「対話への参加」が意識されている。

このことは、報告対象事業所に発電施設を追加したことに対する *Dayton Power & Light Co. v. Browner* 判決において、より鮮明に現れている。そこでは、「環境保護庁が商業目的における発電のために石炭や石油を燃焼させる発電施設を毒性化学物質登録簿制度の報告対象業種の一覧表に追加した」とは、正確に環境保護庁の制定法上の権限の

うちにある」とされている。すなわち、毒性化学物質登録簿制度の目的とは、「環境中への毒性化学物質の放出について人びとに情報を提供し、研究およびデータ収集活動を遂行する政府行政機関、研究者、およびその他の人びとを助け、適切な規則、指針および規準を作成するのを助けることである」とする。⁽¹⁴⁾そして当該情報の報告義務づけの目的として、施設は何を製造しているのかではなく、「施設が化学物質を『それらの施設による報告が本条の目的に関係していると方法によって』製造し、加工し、または使用するかどうか」ということに関連しているのであり、「地域住民の知る権利」法の目的を満たすために、発電施設が毒性化学物質登録簿の報告対象としてそれらの物質において発見される化学物質として石炭および石油を使用するということが問題なのではなく、および「石炭および石油における毒性化学物質登録簿の報告対象としての化学物質の総量が最少化されえない」ということが関係しているということではない。⁽¹⁵⁾「問題は毒性化学物質が発電所の製造物に関係して環境中に放出されるということであり、国民はその排出物について情報を提供されるべきであるということである」とする。すなわちそこでは、「当該物質の環境中への放出そのものについて何ら問題にするのではなく、もっぱらそ」では、「その排出物についての情報を提供される」かどうかを問題にしている点が特徴である。

そしてそのことは、上記 *Corrosion Proof Fitting* 判決の検討を通じて指摘したように、規制的法制度における判断方法の特徴がその化学物質の定量的側面に着目するのに対し、化学物質の情報提供制度における判断基準とは、もっぱらその化学物質の性状に着目した、すなわち定性的側面に着目したものであることが特徴である。

このように判決例を通じて、本法の目的とは、当該物質の製造、加工、または使用を規制するのではなく、当該物質に関する情報の提供にあることが示されている点が重要である。

それらのことを念頭において前記の二判決を検討し直すとすれば、いかなることががらが見えてくるのである

化学物質といふものは、全体としてその性質においていまだ解明されていないものが大半を占めているとされる。とすれば、この制度に基づく報告対象物質の決定において厳格な基準を設けることによって、その性状が未だ充分に解明されていない物質による事故または曝露による否定的影響の潜在的な可能性を無視してしまった結果となることは明らかである。かかる化学物質といふものの性格にかんがみれば、報告対象物質決定の段階における規則制定において、その審査基準の厳格化は、本来のこの法制度の趣旨を没却せしめる可能性を有するものであるといわざるをえない。このことは、情報提供制度において、規制という警察行政上の法目的に適合的な情報の報告義務付け制度が要請されるのではなく、それとは異なった別個の報告義務付け制度が適合的であることを示している。

そのことについて環境保護庁も、「化学物質を（報告対象物質の）一覧表に掲載するに際してそれが適切であるのかどうかを決定するにつき、環境保護庁はさまざま要素を考慮する裁量権を有する」とするように、その判断基準において必ずしも定量的判断は要請されないとされている点は、そのことを意識したものであると思われる。このことは、定量的判断を要請する規制的な法制度と対象をなす。

そもそも上記判決も認めるように、化学物質のリスクを判断するに際して、自然科学的不確実性は不可避的に存在するのであって、情報提供制度における化学物質情報とは、それが化学物質といふその性状についての化学的なまたは医学的な知見についてのある程度の柔軟性を読み込んだ上で報告対象とされなければならない。そしてそのことを通じて、当該物質に対する自然科学的評価も正確性を期することができるのであって、かかる過程を経て初めて、その評価が「自然科学による」まかし（science charade）^{〔註〕}にも耐えうる正確なものとなることが期待されるのである。

付言すれば、その場合に、上記 *Corrosion Proof Fitting* 判決のところでも述べたように、情報提供制度においてもいわゆる規則制定手続の「桎梏化」の可能性がぬぐい去れないとすれば、いかに有効な制度をつくったとしても、Thomas O. McGarity⁶⁴⁾が指摘するように、前記の *State Farm* 判決における実体的審査基準に加えて *Ethyl Corp.* 判決において示された自然科学的専門性についての基準が適用されることによって、規則制定手続はいつそう有効性を失うことになる可能性がある。⁶⁵⁾ さらにこの場合に、とりわけ情報提供制度の場合、判断基準に過度の厳格性を要請するすれば、情報が国民に適切に伝わらないことにより、この制度はまさに国民自身が行政決定上の手続に際して意見を表明する際の桎梏に転化することもありうる。

Wendy E. Wagner⁶⁶⁾は、*Troy Corp.* 判決が、それぞれの化学物質の毒性の証拠なくして化学物質のカテゴリーを「地域住民の知る権利」法に基づいてその一覧表に追加したことについて「専断的恣意的」ではないと判断したことを見出し、「その証拠は完全でも明確でもある必要はない」とする。⁶⁷⁾ これは、高度の自然科学的知識を要請する反面、かかる自然科学的専門性において不確実性が存在する領域において、有効に法制度の目的すなわちかかる情報提供制度の公共的な性質を確保するための制度設計を要請する。そこでは規則制定の桎梏化のような現象を未然防止することが要請される。そのことは、情報提供制度が規制的法制度における規制を客觀化し合理化するための自然科学的知見を根拠づける資料を蓄積するための制度である点において、よりしつしそう要請される。このように、情報提供制度における規則制定手続とは、かかる規則制定手続の桎梏化を未然防止するような制度設計がなされなければならないのであって、*Troy Corp.* 判決にかんする前述の Wagner の指摘は、そのことを裏付けるものである。

しかしながら、かかる自然科学的専門性、とりわけ自然科学的不確実性をともなう化学物質についての判断に際

して、かかる専門的知見をいかにして適切に反映せしめるかについては、いまだにアメリカ行政法学上の難問となつてゐるようである。^(註) これは問題の指摘に止めるのみであり、詳細な検討は他日を期したい。

論

(四) 情報提供制度における報告義務付け制度の法的意義

さて、かかる制定法運用上の問題点にもかかわらず、情報提供制度とはいかなる法的意義を有するものなのであるか。「地域住民の知る権利」法によつて情報を提供するという制度がいかなることを目的としているのかについてもさまでま見解がある。Richard B. Stewart^(註)は、「政府は汚染物質放出者に情報を提供させる」とによつて自主規制基準を増進せしめる枠組みと対話チャンネルをつくりだす」とし、自己に不利益な情報を提供させる報告義務付けに着目する。^(註) その他前述の Lyndon^(註)は、そこで入手可能にされたデータがさまざまな利用形態をもたらしたことの着目する。たとえば、毒性および曝露データが大量の自然科学的、医学的、および経済的に利用され、政府はこの情報を曝露基準の設定および規制の便益評価に利用し、消費者または労働者は、情報を利用した理性的な決定の根拠とし、保険者、使用者、および労働組合は曝露および毒性のデータを民事責任と職業衛生問題を削減するために使用するとする。Bradley C. Karkkainen^(註)は、地域社会および労働者に対し、「彼らが直面しているリスクを完全な範囲」において情報を提供する、^(註) によりて、その雇用およびその居住条件に関連する合理的な決定をし、および情報に基づく行動をすることができるよう、支援するものと位置づける。さらには、かかる物質とはこれから行政報に記載するところとされるべきであるとする見解がある。^(註) このようにさまざま見方があり、必ずしも一定したものではない。しかしながら本稿の問題意識との関係でいえば、それぞれの地域社会における化学物質による関す

る行政決定を可視化すること、および国民みずからが定性的ないし定量的なリスク・アセスメントを行うに際していかなる情報が望ましいのかとという視点で考へることが適切ではないかと思われる。

このように、「地域住民の知る権利」法における制度は、その運用上、前述のように大きな欠陥を持つしくみになつているといわざるをえない。この制度について先駆的な研究をおこなつた Sidney M. Wolf は、「毒性化学物質登録簿のデータは市民に対しても毒性化学物質の放出と移動について情報を提供し、研究の遂行と情報の収集において政府と研究者を補助し、ならびに政府の規則および基準の発展を支える」と述べている。⁽⁴⁶⁾ところが上述のように、毒性化学物質登録簿制度の対象となる物質はわずか六〇〇程度のものである。そしてその場合に報告対象物質として追加するに際して基準とされる急性毒性または慢性毒性若しくは環境への否定的影響の証明に際して、相当厳格な証明が要請される。そのことは、Wolf がいうように研究目的などで報告対象物質を増やそうと試みても、厳格な判断基準に阻まれて、充分に増やすことができないことを意味している。

かかる問題に対しても、研究その他の目的に適切な程度の報告義務づけの対象となる物質数をいかなる法制度において達成するのかについて Applegate は、毒性物質統制法の枠組みに期待しているようである。その場合、前述の毒性物質統制法に基づく登録簿およびその更新報告制度の枠組みでは、その報告時点というのが新規に開発されまたは新規に輸入される物質であるがゆえに、その性状など長期的な影響について最低限度のことしかわかつていないこと、すでに登録されている物質であつてもこれからあらためてその性状を評価するというわけでもないといふことから、その情報の質に疑問を投げかけつつ、毒性物質統制法における規制の基準である「不合理なリスク」の判断する過程に先立つ、毒性物質統制法二六〇三条に基づく試験の結果に、かかる性状に関する詳細な情報を期待する。⁽⁴⁷⁾ただその場合、前述のように、司法審査過程において実質的証拠基準が採用されているがゆえに、その仕組み

を用いることについて環境保護庁は相対的に消極的であったことを紹介するように、現行法制度のしくみによつて、その実現が阻まれているのである。しかしながらこの見解は、少なくとも非公式の定量的リスク・アセスメントを可能にするという点では、傾聴に値するものと思われる。

しかしながら、毒性物質統制法と比べて、「地域住民の知る権利」法の場合、国民に当該情報を提供すること自体が目的である。このことは、その情報を利用可能にされる権利の共有主体である国民が、みずから利益のために行政決定に関与するための情報提供が前提とされているのであって、このための規則制定手続が可能であると解せられる。そこにかかる情報提供制度における公共的な性質を見ることができると思われる。

前章冒頭で検討したように、化学物質情報についての報告の義務づけとは、議会によつてその権限行使が義務付けられた行政機関が私人にその情報の保持または報告を要請することが可能であり、その情報は私人の保有を超えて、「公的な」情報となる。そしてその情報は、もはや私人の所有物ではなく、「現実的に公的な情報になる」。そうであるとすれば、「地域住民の知る権利」法において義務付けられる行政への化学物質情報の報告義務とは、まさにこの法に基づいて義務付けられた情報が国民に対して利用可能にされることを通じて、行政決定を客観化・可視化するものであり、その地域の企業施設における化学物質の漏出に備えるために制度化されたものであり、それはさらにその後に続く化学物質によるリスクの事前評価を通じて、地域住民の健康および環境を維持することが目的とされたものである。「地域住民の知る権利」法における情報の公共的な性質とは、かかるところにその意義が認められる。それは規制とともに報告が義務付けられ、情報自由法によって開示または情報提供される情報とは異なるものであり、当該化学物質情報そのものにその法的価値が見いだされるものである。

この場合の公共的な性質とは、権利の主体たる住民が当該情報を用いて地域にある企業施設における化学物質情

報を監視するに付し、かかる情報をもつとして決定を行う行政機関を監視し、ないしがかる資料を用ひて独自のリスク・アセスメントを行うなどの点において認められる。そしてそのことは、行政による権限行使を監視し、または代替案を提示するなどの行動を通じて、行政決定の恣意性を抑制する」とを可能とするものである。

註

(86) (85) (84) (83) APPLEGATE, *supra* note 59, 226.

(79) 摘稿、「アメリカにおける環境上の化学物質リスク行政と情報提供制度」(1)名古屋大学法政論集110八号七六頁参照。

(80) 5 U. S. C. § 706(2)(A).

(81) 42 U. S. C. § 11023(j)(6).

(82) *Corrosion Proof Fittings v. EPA*, 947 F. 2d 1201 (5th. Cir. 1991).しかしながら毒性物質統制法の場合、第一章第二節(1) (a)や紹介したよへど、(1)-(3)条(2)項によれば、当該化学物質情報は、(1)連邦政府の公務員、(2)連邦政府との契約締結者、ならびに(3)その健康または環境に対する否定的影響を与えると行政機関が判断した者に対して、そこに記載されている機密的事業情報を公開する。以上より本法に基づく適切な手続の遂行を妨げない場合に、行政機関の裁量によって提供が認められるものである。

Dow Chemical Comp. v. EPA, 605 F. 2d 673 (3rd Cir. 1979).

947 F. 2d 1201, 1207-08.

947 F. 2d 1201, 1230.

947 F. 2d 1201, 1211.

(87)
947 F. 2d 1201, 1214.

(88) *Motor Vehicle Mfrs. Ass'n of the United States v. State Farm Mut. Auto. Ins. Co.*, 463 U. S. 29 (1983).

(89) 947 F. 2d 1201, 1213-14.

(90) 947 F. 2d 1201, 1214.

(91) 947 F. 2d 1201, 1215.

(92) *Id.*

(93) 947 F. 2d 1201, 1216.

(94) *Id.*

(95) 前掲註⁽⁵⁾、七六頁。

(96) Ronald M. Levin, "Vacation" at Sea: Judicial Remedies and Equitable Discretion in Administrative Law, 53 DUKE L. J. 291, 301 (2003).

(97) CARNEGIE COMMISSION, RISK AND THE ENVIRONMENT: IMPROVEMENT REGULATORY DECISIONMAKING 57 (1993).

(98) 605 F. 2d 673.

(99) リリード監修する規定は以てのむねでよい。

(d) 健康及び安全性に関する研究

行政機関は、行政機関が商業上において化学物質又は混合物質を製造し、加工し、又は流通せしむる、若しくは商業上において化学物質又は混合物質を製造し、加工し、又は流通せしむる者（若しくは第(2)号に該して研究を行う者）に対しても、行政機関に対する以下に掲げるものの提出を要請するとする規定に基づき、規則を制定するものとする。但し、行政機関がかかる研究の一覧表が本編の目的を実行するに必要であると判断した場合には、行政機関は本項の要請から特定の研究の類型又は分類（category）を排除することができる。

アメリカの環境情報提供制度における報告義務付けと情報の法的性質(二・完)(前田)

- (1) 健康及び安全性に関する研究の一覧表で以下のいずれかに該当するもの
- (A) 任意の時点においてその物質又は混合物質に関してその者により又はその者に対しても遂行された又は開始されたもの
- (B)かかる者によつて知られたもの、若しくは
- (C)かかる者によつて合理的に確認されるもの

(2) 第(1)号に基づいて提出された一覧表に掲載された、又はその他かかる者によつて知られた研究の写し

43 Fed. Reg. 4074. 現在、の規定は、連邦規則四〇編七一〇・三三条の Manufacture or import "for commercial purposes" の(2)項に見られるべきである。

605 F. 2d 673, 677.

605 F. 2d 673, 680.

605 F. 2d 673, 681-82.

Id.

605 F. 2d 673, 681-82.

Id.

605 F. 2d 673, 686.

605 F. 2d 673, 677-78.

42 U. S. C. § 11023(d)(1). 本規定は以降の(1)～(3)である。

(1) 一般規定

行政機関は、何時も規則によつて、(c)項に定められた一覧表中の化学物質を追加し又は削除することができる。

Troy Corp. v. Browner, 120 F. 3d 277 (D. C. Cir. 1997).

- 說
論
- (11) 120 F. 3d 277, 282.
- (11) (12) *Ethyl Corp. v. EPA*, 541 F. 2d 1, 36 (D.C. Cir. 1975), cert. denied, 426 U.S. 941 (1976).
- (11) (13) *Chevron v. Natural Resources Defense Council*, 467 U.S. 837, 842-43 (1984).
- (11) (14) 120 F. 3d 277, 283-84.

(11) (15) *Troy Corp. v. Browner*, 924 F. Supp. 1193, 1198 (1996).

(11) (16) 924 F. Supp. 1193, 1213.

(11) (17) 924 F. Supp. 1193, 1212.

(11) (18) 120 F. 3d 277, 283-91.

(11) (19) 924 F. Supp. 1193, 1210.

(11) (20) 924 F. Supp. 1193, 1211.

(11) (21) 120 F. 3d 277, 283-91.

(11) (22) *The Fertilizer Institute v. Browner*, 163 F. 3d 774 (3d Cir. 1998).

(11) (23) 463 U. S. 29.

(11) (24) 163 F. 3d 774, 777.

(11) (25) 467 U. S. 837.

(11) (26) 163 F. 3d 774, 777.

(11) (27) *Babbitt v. Aweet Home Chapter of Communities for a Great Oregon*, 515 U. S. 687, 708 (1995).

(11) (28) 163 F. 3d 774, 777.

See Jonathan Pavlovicak, *Recent Decisions: No Relief for Fertilizer Industry - Fertilizer Institute v. Browner*, 163 F. 3d 774 (3d Cir. 1998),

17 TEMP. ENVT'L. L. & TECH. I. 203 (1999).

(130) 抽稿、前掲註⁽²⁾七四頁参照。

(131) ハーメルック審査基準⁽¹³¹⁾は、National Lime Ass'n v. EPA 稟決で示された基準であつて、行政機関は、「判断xvされた事実となされた選択との間の合理的な関連性を負わせねむ」医連する「データを含む」の決定によって満足のいく證明を負へなければならぬ⁽¹³²⁾。See Matthew J. McGrath, Note: *Convergence of the Substantial Evidence and Arbitrary and Capricious Standard of Review during Informal Rulemaking*, 54 GEO. WASH. L. REV. 541, 551 (1986); see also National Lime Ass'n v. EPA, 627 F.2d 416, 451 (D. C. Cir. 1980). たゞ、McFeeley によれば、ハーメルック基準⁽¹³³⁾は Greater Boston Television Corp. v. FCC, 444 F.2d 841, 851 (D. C. Cir. 1970), に長じた⁽¹³⁴⁾。See McFeeley, Note: *Judicial Review of Informal Administrative Rulemaking*, 1984 DUKE L. J. 347, 353 (1984).

(132) See McGrath, *id.* at 552-53. しかしやがて、この問題⁽¹³⁵⁾は、もとよりたつ制表法上または判例法理上⁽¹³⁶⁾、形式上⁽¹³⁷⁾、その厳格性よりみて格差⁽¹³⁸⁾があるべきだ⁽¹³⁹⁾。See Merrick B. Garland, *Deregulation and Judicial Review*, 98 HARV. L. REV. 507, 546 (1985); APPLE-GATE, *supra* note 59, 237.

(133) ハーメルック「謙抑」とは、「特に法律問題において裁判所が行政による解釈を尊重し、ある範囲をいりて適切の判定に立ち入るにいたる結果的立場を適法とする」への消極主義的傾向⁽¹⁴⁰⁾と整理される⁽¹⁴¹⁾（紙野健）。「アメリカにおける謙譲的司法審査理論の構造」大阪経済法科大学法學研究所紀要一五号（一九九一年）八五頁）のやあり、本稿もかかる意味においての文言を用ひようとする。

(134) 44 F. Supp. 2d. 356, 358.

463 U. S. 29, 43.

(135) McGrath は、行政機関の決定を支持した Ethyl Corp. 判決を、実体的合理性に基いて司法判断のへんに分類する。McGrath, su-

pra note 131 n 51.

(33) 摘稿、前掲註⁽²⁹⁾七一頁参照。

(34) 541 F. 2d 1, 29.

行政による規制の制定改廃に関する判決例において、*Chevron* 判決は「八〇年代の司法審査理論の分岐をなし、その後多様な領域での司法審査理論としてひんぱんに引用され、実質的にも」れに大きな影響を与えていた（紙野健二「アメリカにおける譲讓的司法審査理論の構造」大阪経済法科大学法学研究所紀要一五号（一九九一年）八〇頁）とされている。ただ本稿で検討した「地域住民の知る権利」法に関する二つの判決例においてこのことがいかなる意味で妥当するのかは一つの問題点であると思われる。すなわち本文でも指摘したように、いずれの判決例においても *Chevron* 法理に統いて必ず *State Farm* 法理への言及が続くのであり、*Troy Corp.* 判決においてはさらに *Ethyl Corp.* 判決への言及がなされた。ソリデルのような適用のしかたをいかなるものとして理解するのかが問題となる。ソリでは第一に、ソリで指摘されているように、*Chevron* 判決における謙抑性の根拠とは、行政機関が「その委任の範囲において聰明な政策についての現政権の見解に適切に依存しうる」とに重点が置かれるのであって、それは必ずしも行政の専門技術性を根拠としたものではない（前掲、九八頁）というのであれば、本稿において検討した判決例における *State Farm* 法理および *Ethyl Corp.* 法理による修正という位置づけの意味が重要性を増してくるようと思われる。それが化学物質についての「知る権利」政策を積極的に推進したクリントン・ゴア政権における執行府の意思を反映するためのものであるのか、または司法部が行政機関に対して自然科学的専門性をを反映した広範な裁量を与えることを意図したものであるのかという疑問が発生する。とりわけ前者に関連した問題点を有する論点として、蔡茂寅氏は、*State Farm* 事件と *Chevron* 事件とは、前者は規制廃止に重点が置かれた事例であり後者は原告が規制廃止の点を重視せず終始行政の法解釈の違法性を主張して裁判所の判断を求めたために、「最高裁は、基本的に敬讓的な立場に立つて行政の結果を審査した結果」として、この両者の違いを見るのであるが、しかしながら本稿における判決例とはいざれも規制強化に際しての司法審査事例であり、蔡氏

の分類でいいと、本稿において検討した両者は、どちらかといふべき *Chevron* 判決に近い。今後の検討課題としたい。
なお、化学物質などの高度の自然科学的専門性を必要とする行政決定の場合に、むしろハードルック審査の方が私企業に
といった規制を緩和する方向での結論を導くことはないことに注意がされなければならない。

Garland, *supra* note 134.

Id. at 513.

(42) なれば、いのちもへり *Chevron* 判決の基準を最初に提示するにあたり、Laurence H. Silberman は、裁判所が単に形式的に譲抑
的な姿勢を示すために、いわばワット・キーブス的に示してしまったのである。See Silberman, *The D. C. Circuit Review*, Sep-
tember 1988 - August 1989; *Chevron — The Intersection of Law & Policy*, 58 GEO. WASH. L. REV. 821, 826 (1990).

Id. at 550-51.

(43) Cass R. Sunstein, *Law and Administration after Chevron*, 90 COLUM. L. REV. 2071, 2117 (1990).

(44) 古城誠「規制緩和理論とアメリカ行政法——規制の失敗と裁判所の役割」アメリカ法「七三」号（一九八六年）一九二頁は、支配的な行政法理論として八〇年代において七〇年代に支配的であったいわゆる利益代表モデルにかわって、いわゆる実体的合
理性モデルが出現したことを紹介する。それは当時の政策科学の動向が法理論においても受容されたものであるとともに、他
方で費用便益分析を採用するなど当時の規制緩和の流れに親和的であり、とりわけかかる立場における司法積極主義的動向
は、「規制の失敗を前提として行政判断に対する積極的な統制が必要であると考える点で、実は共通性を有している」として、か
かる流れを反映した判決潮流のなかで、*ムンゼン*判決および *State Farm* 判決を位置づけられることとなる。この分析が正確なもの
であるとすれば、本稿で検討の対象とした二つの判決例もかかる流れを反映したるものであると思われる。

(45) Applegate, *The Peril of Unreasonable Risk: Information, Regulatory Policy, and Toxic Substances Control*, 91 COLUM. L. REV. 261, at 271

- 論説 (47) *Id.* at 285-95.
(48) *Id.* at 300-01.

924 F. Supp. 1193, 1197.

Dayton Power & Light Co. v. Browner, 44 F. Supp. 2d. 356, 358 (1999).

Id.

15 U. S. C. § 1381.

Wendy E. Wagner, *The Science Charade in Toxic Risk Regulation*, 95 COLUM. L. REV. 1613, 1670-71 (1995).

Thomas O. McGarity, *Some Thought on "Deossifying" the Rulemaking Process*, 41 DUKE L. J. 1385, 1992 (1992).

(54) たゞやく Kathryn E. Durham-Hammer が、①人体に否定的影響を及ぼすやぐれの有害物質のデータを含んでいないがゆえに「地域住民の知る権利」法における漏出された情報は不完全であるとするより、なんばん②「地域住民の知る権利」法のもとでは施設および行政は、化学物質に対する近接性、なんばんに化学物質による人口への曝露、曝露経路、拡散の程度、蓄積の程度、曝露を受けた人口に対する化学物質の放出、およびその他の重要なリスク関連の要素に関する情報の提供を要請しない」と、なんばんを含む「地域住民の知る権利」法制度の運用の問題点を指摘する。

(55) Wendy E. Wagner, *Science in the Regulatory Process: The "Bad Science" Fiction: Reclaiming the Debate over the Role of Science in Public Health and Environmental Regulation*, 66 LAW & CONTEMP. PROB. 63, n 103 (2003).

Id. at 86-87.

(56) Wagner はやく、自然科学的知識を反映した行政決定における利害関係人を参加せしめる」とは、それが公開的であるがゆえに論争誘発的であり、それゆえに規則制定の極端化の原因となるといふを指摘する。その詳細な分析と検討は、今度の検討課題である。

(159) Carnegie Comission 編著は、規制の強度に応じて規則制定手続における審査基準の厳格性に変化を与へることを提案する。
See CARNEGIE COMMISSION, *supra* note 97, 110. McGarity は同様に、司法審査基準をより譲抑的となるのよりも、規制後一定の時機の到来により見直しが要請される、となるサンセット条項の採用などを提案する。 See McGarity, *supra* note 154, 1461.

(160) Richard B. Stewart, *Administrative Law in the Twenty-First Century*, 78 N. Y. U. L. REV. 437, 450 (2003).

(161) Lyndon, *supra* note 8, 1808-09.

(162) Bradley C. Karkkainen, *Information as Environmental Regulation: TRI and Performance Benchmarking, Precursor to a New Paradigm?*, 89 GEO. L. J. 257 319-20 (2001).

(163) Applegate, *supra* note 146, 297-98, 114-15. Applegate は、「数量的リスク・トヤズメントによる公的な毒性情報をよび曝露情報を提供する」とし、知る権利法によるデータへの取扱いの取扱いは、個人に対して彼ら自身の非公式なリスク・アクセスメントを奨励する。 Applegate, *supra* note 146, at 146, at 312.

(164) Sidney M. Wolf, *Fear and Loathing about the Public Right to Know: the Surprising Success of the Emergency Planning and Community Right-to-Know Act*, 11 J. LAND USE & ENVTL. LAW 217, 230 (1996).

(165) Applegate, *supra* note 146, at 330.

15 U. S. C. § 2603.

(166) Applegate, *supra* note 146, at 330.
Id. at 319.

おわりに

本稿では、水質清浄法、毒性物質統制法、および「地域住民の知る権利」法という三つの法制度に基づいて作成され、国民に提供される環境情報公開制度における、事業者に対する報告義務付け制度について検討した。そこでは、これら的情報提供制度の法的根拠が、根拠となる法の目的によってそれぞれの情報提供制度の根拠となる法の性質——制定法を根拠とするのか、連邦規則を根拠とするのか、または行政機関がその権限で作成したものか——によつて異なること、それは当該法制度の主たる目的が規制的制定法であるのかそれとも情報提供それ自体を目的とした制度であるのかによつて異なることが明らかになつた。またその場合に、機密的事業情報とされる範囲及びその取り扱いも異なることが明らかになつた。

さらにかかる論理は、毒性物質統制法および「地域住民の知る権利」法のような化学物質に関する制度の場合、基本的に判決例においても一定程度貫徹しており、そこでは第一に規制的法制度において定性的判断に加えて定量的判断が求められる傾向にあるのに対し、情報提供制度では定性的判断のみが求められるのであり、第一に規制的制定法が基本的に制定法上実質的証拠基準によつて判断されることを要請され、情報提供制度の場合には報告対象物質選定にあたつて、行政機関のより広い裁量が認められ、そのこととの裏返しで第三に、その選定の基準において謙抑的な基準をとつた場合であつても、裁判所はその基準の適用に際して制定法の基準を比較的厳格に適用した実体的な合理性に照らした判断方法を採用するということが明らかになつた。それらの反映として、アメリカでは化学物質の定性的なおよび定量的リスク・アセスメントを推進するにあたつて、その参考資料として「地域住民の知る権利」法の毒性化学物質登録簿を用いるのか、それとも毒性物質統制法における登録簿を用いるのかという

問題がつねに発生している。その場合に前者の場合、それぞれの物質ごとに提供される情報が比較的豊富であるにもかかわらず対象となる物質数が貧弱であり、後者は登録物質数がきわめて豊富であるにもかかわらずそれぞれの物質ごとの提供内容が貧弱であるといふればトレードオフ関係にあるのである。この場合に、いずれも不充分な二つの制度のいずれかを選択することが要請されつつも、片方でこれら両制度を組み合わせようとしても、本来の法目的が異なっているがゆえに、報告義務付け内容もそれとともになつて変更されるので組み合わせることができないという現実がある。しかしそれにもかかわらず、情報提供制度の場合、規制的法制度に照らして国民に対する権利侵害の程度が弱いために、それに応じた法的規制が可能であることも指摘された。

このように、アメリカにおける環境情報提供制度という場合に、その枠組みはいちおう姿を現しているとはいえる、その統制法理の展開なしし発展は、まだまだ途上であるといわざるをえない。しかしながらかかるアメリカの教訓ないし経験は、行政における情報の法的意義およびその統制法理構築にあたつて、重要な素材を提供してくれるものである。

すでに述べたように、化学物質の情報提供制度を行政情報の流れに着目して見た場合、そこでは国民が情報を行政に報告するという局面とこれを開示または提供するという局面が存在する。前者については本稿で論じた。したがつて次の課題は、情報の開示または提供という側面において、そこではいかなる法的権利が存在しないし創設され、そこではいかなる国民の権利または救済が確保されるのかという論点の検討である。

このことから、次稿における課題は、前記の化学物質に対する「知る権利」がいかにして形成され、それに對していかようにして国民がその権利を享受しましたは行使するのかという点の検討が課題となる。このことは、地域住民がいかなる根拠で当該化学物質情報の提供を請求できるのかという問題を通じて明らかにされるのであり、

それは「地域住民の知る権利」法制度においては、とりもなおさず、地域住民が企業に対して当該化学物質情報の行政への報告の懈怠の是正を求めて訴えた市民訴訟の顛末とそこにおける論理の構成ないし再構成を通じて検討されることになる。